

山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備を図るため、また、脱炭素社会の実現、地域の防災力の向上、地域の住宅産業の振興等を図るため、『やまなし KAITEKI 住宅』を建築又は取得するための経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山梨市補助金等交付規則（平成 17 年山梨市規則第 43 号）、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱（令和 7 年 3 月 28 日付け建住第 5163 号。以下「県要綱」という。）その他法令の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅法」という。）第 2 条第 1 項の住宅をいう。
- (2) 建築 長期優良住宅法第 2 条第 2 項の建築をいい、新築、増築、改築を含む。
- (3) 認定住宅 やまなし KAITEKI 住宅指針（令和 7 年 3 月 25 日付け建住第 5132 号）に定める KAITEKI 住宅基準を満たし、やまなし KAITEKI 住宅認定制度要綱（令和 7 年 3 月 25 日付け建住第 5160 号。以下「認定要綱」という。）第 3 条第 3 項の認定を受けた次表に掲げる住宅をいう。

認定住宅の種類（ブランド名称）	適合状況
やまなし KAITEKI 住宅	KAITEKI 住宅基準 1 及び 2
やまなし KAITEKI 住宅／ZERO	KAITEKI 住宅基準 1 から 3
やまなし KAITEKI 住宅／FORET	KAITEKI 住宅基準 1、2 及び 4
やまなし KAITEKI 住宅／ZERO・FORET	KAITEKI 住宅基準 1 から 4
やまなし KAITEKI 住宅リノベ	KAITEKI 住宅基準 1 及び 2
やまなし KAITEKI 住宅リノベ／ZERO	KAITEKI 住宅基準 1 から 3
やまなし KAITEKI 住宅リノベ／FORET	KAITEKI 住宅基準 1、2 及び 4
やまなし KAITEKI 住宅リノベ／ZERO・FORET	KAITEKI 住宅基準 1 から 4

(4) 県内事業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可のうち建築工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に本店を有するものをいう。

(5) 共同住宅等 共同住宅、長屋、併用住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

(6) 子育て世帯等 次に掲げる世帯をいう。

ア 子育て世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の子を有する世帯をいう。

イ 若者夫婦世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の 4 月 1 日時点で夫婦のいずれかが 39 歳以下の世帯をいう。

（補助金の交付対象住宅）

第 3 条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、一の住宅（共同住宅等にあつては一の住戸）につき、補助金の交付は一回限りとする。

(1) 市内に存する認定住宅であること。

(2) 県内事業者が建築の工事を施工した認定住宅であること。

（補助金の交付対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自ら居住することを目的に交付対象住宅を建築又は取得した者であること。

(2) 第 6 条第 2 項の規定による申請を行う日において、本市の住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る交付対象住宅の所在地となっている者であること。

(3) 市税等に滞納がない者であること。

(4) 山梨市暴力団排除条例（平成 26 年山梨市条例第 26 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でない者であること。

(5) 認定要綱第 3 条第 4 項の規定によるやまなし KAITEKI 住宅認定通知書（以下「認定通知書」という。）の通知日又は認定住宅を購入した日から起算して 3 か月以内に第 6 条第 2 項の規定による申請を行う者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表(イ)欄の区分に応じて、子育て世帯等にあつては(ロ)欄に掲げる額、子育て世帯等以外にあつては(ハ)欄に掲げる額とする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、認定要綱第4条第1項の確認を求めよう努めなければならない。

2 申請者は、山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、各年度の1月末日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 認定通知書の写し

(2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し

(3) 認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し

(4) 申請者の口座情報が分かるものの写し

(5) 市税等の滞納がないことが分かる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があつた場合には、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定し、山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を申請者に送付するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定及び交付すべき補助金の額を確定をしたときは、すみやかに申請者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 認定要綱第 8 条第 1 項の認定の取消しがあったとき。
- (4) 認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、前条第 1 項の補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 9 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還の請求は、山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金返還通知書（様式第 4 号）により行うものとする。

（財産の処分の制限）

第 10 条 補助事業者は、建築又は取得した認定住宅（以下この条において「取得財産」という。）に係る認定通知書の通知日から起算して 10 年（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第 1 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（報告の求め）

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表

(イ) 認定住宅の種類 及び県産木材の使用量の区分	補助金の額	
	(ロ) 子育て世帯等	(ハ) 子育て世帯等 以外
やまなし KAITEKI 住宅	40 万円	20 万円
やまなし KAITEKI 住宅/ZERO	60 万円	40 万円
やまなし KAITEKI 住宅/FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 30%以上である場合	60 万円	40 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 40%以上である場合	70 万円	50 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 50%以上である場合	80 万円	60 万円

やまなし KAITEKI 住宅/ZERO・FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 30%以上である場合	80 万円	60 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 40%以上である場合	90 万円	70 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 50%以上である場合	100 万円	80 万円
やまなし KAITEKI 住宅リノベ	60 万円	40 万円
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO	80 万円	60 万円
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 30%以上である場合	80 万円	60 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 40%以上である場合	90 万円	70 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 50%以上である場合	100 万円	80 万円
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO・FORET	次のいずれか	次のいずれか
県産木材の使用量が 5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 30%以上である場合	100 万円	80 万円
県産木材の使用量が 7.5 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 40%以上である場合	110 万円	90 万円
県産木材の使用量が 10 m ³ 以上であり、かつ、 木材使用量の 50%以上である場合	120 万円	100 万円

様式第1号（第6条関係）

年度 山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

山梨市長 殿

このことについて、山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

認定住宅の種類

県産木材使用区分	下記のいずれにも該当しない 5 m ³ 以上、かつ、木材使用量の30%以上 7.5 m ³ 以上、かつ、木材使用量の40%以上 10 m ³ 以上、かつ、木材使用量の50%以上
----------	--

【申請者の情報】

住 所	
(フリガナ)	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	(日中連絡が取れるもの)
世 帯 人 数	人
世 帯 の 筆 頭 者	
子育て世帯等の該当	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

※子育て世帯等：「18歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯」

【代表となる施工者（元請け業者）の情報】

代 表 者 氏 名	
法 人 名	
建 設 業 許 可	許可 () 第 号
本 店 所 在 地	
電 話 番 号	

補助金申請額 金 円

【申請者の振込先口座情報】

金 融 機 関 名	金融機関番号									
本 支 店 名	支店番号							支 店 出張所		
口 座 種 別 ・ 番 号	口座番号（左詰め）									
口 座 名 義 人 (カタカナ)	(注) 申請者と同一名義人									

※裏面（2枚目）についても記載してください

(裏面 (2枚目))

<提出添付書類>

チェックリスト

- やまなし KAITEKI 住宅認定通知書の写し

- 契約書の写し (次のいずれか)
 - 工事請負契約書の写し
 - 不動産売買契約書の写し

- 代表となる施工者 (元請け業者) に係る建設業の許可の通知書の写し

- 申請者の振込先金融機関、口座名義 (か) 及び口座番号のわかる書類 (預金通帳等の写し)

- 申請者の本人確認書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)

<誓約・承諾>

- 私は、山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第 4 条第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないことを誓約します。また、私が暴力団関係者でないことについて、山梨市が警察に照会することを承諾します

- 私は、県及び山梨市による『やまなし KAITEKI 住宅』の普及の取り組みに、可能な範囲で協力します。

- 私は、この申請書の記載事項の確認のため、山梨市が私の世帯に関する住民基本台帳、戸籍情報及び市税等の納税状況を調査することに同意します。

（申請者名） 殿

山梨市長 印

年度山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金については、山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 金 円

- 2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき

イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 認定住宅の認定の取消しがあったとき

エ 認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき

オ 山梨市暴力団排除条例（平成 26 年山梨市条例第 26 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
又は同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当するとき

カ その他補助金の交付を不相当と認めたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

- 3 建築又は取得した認定住宅に係る認定通知書の通知日から起算して 10 年（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、山梨市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

様

山梨市長



山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

1 決定

(1) 交付年度	年度
(2) 補助金の名称	山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金
(3) 交付決定額	金 円
(4) 取消金額	金 円
(5) 取消後の交付決定金額	金 円
(6) 取り消した理由	

様

山梨市長



山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金について、やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり返還を請求します。

(1) 交付年度	年度
(2) 補助金の名称	やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金
(3) 交付決定金額	金 円
(4) 返還金額	金 円
(5) 返還理由	
(6) 返還期限	年 月 日まで
(7) 補助金の既交付金額及び交付年月日	金 円 年 月 日

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。

様式第 5 号（第 10 条関係）

財産処分承認申請書

年 月 日

山梨市長 殿

申請者の住所
申請者の氏名
電話番号

山梨市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、取得した財産を次のとおり処分したいので申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由

4 添付書類

- ・
- ・
- ・
- ・